

愛知県相談支援従事者・サービス管理責任者等専門コース別研修受託事業者公募要領

1 事業名

愛知県相談支援従事者・サービス管理責任者等専門コース別研修事業

2 事業の目的

多職種連携、ケアマネジメントなど分野別の研修を実施することで、相談支援従事者及びサービス管理責任者が法定研修において習得する知識・技術を補完し、より専門性の高い支援を行うことができる人材を養成する。

3 実施主体

愛知県

4 業務委託内容

別添「愛知県相談支援従事者・サービス管理責任者等専門コース別研修受託事業業務委託仕様書」のとおり。

5 契約条件

(1) 契約形態

最優秀企画案を提出した事業者と、別添契約書（案）により愛知県の間で、委託契約を締結する。

なお、契約書の仕様書は、企画提案書をもとに事業者と協議の上、変更を行うことがある。

(2) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 契約金限度額

7,762,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 事業実施にあたり、令和8年2月の愛知県議会における当該予算の成立を条件とする。

※ 契約保証金は、愛知県財務規則第129条の2の規定により契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、愛知県財務規則第129条の3に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(4) 委託費の支払い方法

委託料の支払いは、原則として精算払とする。

なお、非営利法人等については、愛知県財務規則に定めるところにより、概算払を行うことができるものとする。

6 応募資格

以下のいずれにも該当することを条件とする。

- ・法人であること。なお、民間非営利団体同士の共同事業での応募も可とする。
- ・営利法人については、「あいち電子調達共同システム（物品等）」を利用して登録し、令和6・7年

度「入札参加資格者名簿」の大分類「03. 役務の提供等」の内、中分類「16. その他の業務委託等」の小分類「03. 研修」又は「99. その他」として「官民連携」が登録されている者。

- ・応募受付期間内において「愛知県会計局指名停止取扱要領」に基づく指名停止を受けていないこと。
- ・応募受付期間において「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- ・宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。
- ・地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当していない者であること。
- ・国税及び地方税に未納のないこと。

7 応募期間

令和 8 年 2 月 1 7 日(火) 午前 9 時から令和 8 年 3 月 9 日(月) 午後 5 時まで【必着】

8 応募方法等

当事業の受託を希望される方は、下記により企画提案書を提出すること。

(1) 企画提案書の提出

ア 提出書類

		様式	部数
①	企画提案書	別添様式 1	7
②	事業費内訳書	(任意)	7
③	応募者の概要が分かるもの	(任意)	7
④	社会的価値の実現に資する取組に関する申告書	別紙	1 (該当ある場合のみ)
⑤	障害福祉に関する研修等の官公庁等との契約実績調書	別紙	1 (該当ある場合のみ)

イ 提出方法

郵送（宅配便 可）及び電子データ

※ 提出期限の扱いについては郵送を正とし、提出期限後に愛知県庁に到達したものは無効とする。
無効に関する異議申し立ては、配達証明等第三者の発行する書面等により愛知県庁への到達時間が証明できる場合に限り、受け付けるものとする。

(2) 提出書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、返却しない。

なお、企画提案書は本委託業務における受託事業者の選定以外の目的で使用しない。

イ 企画提案書の応募に関して要した経費は、応募者の負担とする。

ウ 企画提案は 1 事業者 1 案とする。

エ 実施にあたっては、採用された企画提案書の内容を双方協議の上、変更することがある。

(3) 提出期限

令和 8 年 3 月 9 日(月) 午後 5 時必着

(4) 応募書類の提出先

○ 電子データの提出先

shogai@pref.aichi.lg.jp

○ 紙媒体の提出先

〒460-8501（県庁個別郵便番号：所在地記載不要）

愛知県福祉局福祉部障害福祉課（県庁西庁舎1階）

電話 052-954-6292(ダイヤルイン)

9 選定事業者数

1者

10 提案の審査・選考等

(1) 審査方法

提出された企画提案書について、愛知県が設置する選定委員会においてプレゼンテーション審査（プレゼンテーション及び質疑応答）による審査を行う。

ただし、応募者が4者以上の場合、選定委員会でのプレゼンテーション審査に先立ち、書面による1次審査を行う。

また、応募状況によって、プレゼンテーション審査を書面審査に代えて実施する場合がある。

なお、選定委員会は非公開とし、審査の過程など審査に関する問い合わせ及び異議申し立てについては、一切応じないこととする。

(2) 選定委員会について（プレゼンテーション審査を実施する場合）

ア 日時

令和8年3月25日（水）

※時間の詳細は、参加事業者に別途連絡する。

イ 会場

愛知県庁西庁舎1階会議室（名古屋市中区三の丸二丁目4番1号）

ウ 方法

提出された企画提案書を使用して、1事業者15分程度のプレゼンテーション後、質疑応答を行う。

(3) 照会等

審査に至る過程で、必要に応じ、追加資料を請求する場合がある。また、応募内容等に不明な点がある場合、県から電話又はメールにより照会を行うことがある。

(4) 審査基準

ア 事業実施体制

- ・障害福祉に関する知識はあるか。
- ・事業に従事する人数・体制は適切か。
- ・事業を適切に実施する能力はあるか。（過去の実績等）

イ 全体方針、企画内容

- ・事業の目的等を理解しているか。（コンセプト）
- ・事業の目標は高いか。実現性はあるのか。
- ・全体スケジュールは適切か。
- ・事業の内容、実施方法等が具体的で、適切かつ効果的か。

- ・講義に対応する人員の確保（法人内における人材育成・法人外の講師確保など）ができて
いるか。
- ・付加提案を含め、当該応募者の特性等を活かした事業効果を高める工夫・配慮により評価
すべき要素があるか。

ウ 経費

- ・見積経費項目、金額は適切か。

エ 社会的価値の実現に資する取組（別紙申告書のとおり）

(5) 審査結果の通知

審査結果については、全提案者に対し文書で通知する。なお、審査結果は愛知県情報公開条
例に基づく開示請求があった場合には、開示の対象となるが、選定委員会は非公開のため、審
査の経過等に関する問い合わせには応じられない。

(6) 契約

選定された者と愛知県は、企画提案の内容を基にして、業務履行に必要な協議、調整を行い、
協議が整った上で契約を締結する。ただし、協議等が整わない場合は、次点者と愛知県が協議
等を行うこととする。

1.1 スケジュール（予定）

令和8年3月 9日（月）	企画提案書の提出期限
令和8年3月25日（水）	プレゼンテーション審査、委託先の決定
令和8年4月 1日（水）	契約締結、業務開始

1.2 その他

- (1) 企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（別添様式2）を提出す
ること。
- (2) 次の各号に該当した場合、企画提案者は失格とする。
 - ア 提出書類に明らかな不備があった場合、虚偽の内容が含まれていた場合、指示内容に違反
があった場合
 - イ 愛知県職員又は当該企画提案競争関係者に対して、当該企画提案競争に関わる不正な接触
の事実が認められた場合
 - ウ この応募に参加した者が、業務委託に関する競争入札等参加停止を受けることとなった場
合
- (3) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施の
ために、定期的に県と連絡調整を行うこと。

1.3 事業提案に関する質問

令和8年2月17日（火）から令和8年2月24日（火）【午後5時】までの間で質問を受け
付ける。質問事項の趣旨を明確にして、以下のアドレスに「質問書」（別添様式3）を送ること。
なお、口頭（電話含む）による質問は受け付けない。

質問に対する回答は、令和8年3月4日（水）を目途に愛知県福祉局福祉部障害福祉課ホーム
ページの新着情報に掲載する。なお、質問内容が質問者固有の内容に係る場合は、質問者にメー
ルで回答し、ホームページには掲載しない。

○メール送付先

shogai@pref.aichi.lg.jp

※メールの件名は「愛知県相談支援従事者・サービス管理責任者等専門コース別研修受託事業に関する質問」とすること。

○愛知県福祉局福祉部障害福祉課ホームページ：

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/>